

新潟市

第42号

11

月 2020

北区農業委員会だより

Kita Ward Agricultural Commission Public Information



JA新潟市 あいちゃんのふれあい市

JA新潟市女性部で運営する直売所「あいちゃんのふれあい市」は、豊栄病院の駐車場の一面にあり、JR豊栄駅より徒歩5分と便の良いところに構えています。

5月から12月までの間は6時30分から13時まで営業しており、早朝からたくさんのお客様で賑わっています。

農家のかあちゃん達が丹精込めて作った野菜・花・加工品（おこわやお菓子など）を元気良く販売しています。

あいちゃんのふれあい市

会長 長谷川 孝子さん



地球温暖化とコロナ禍



農業委員 小林 浩
(内沼)

近年、気象変動が非常に大きくなってきました。特に、海面水温の上昇が元凶で国内をはじめ世界中で自然災害が多発し、毎年のように「今まで経験したことのない記録的な災害」との報道がされています。

今年は北極圏の永久凍土が融けることにより、凍結封鎖状態だった未知のウイルスが飛散し、百年程前に世界中で流行したスペイン風邪に匹敵する感染流行になるのではないかとの報道もあります。新型コロナウイルスもいまだに収束する



どころか世界のどこかで第二波、第三波に波及するのではと考えられます。これからは、大規模な感染症や自然災害がいつどこで起こっても不思議ではないと思われまます。

特に、日本のように食料自給率の低い国では、自然災害や大規模な感染症の発生により、今までどおりに安定した輸入供給ができる保証などどこにもないのです。新しく首相になられた菅首相には、前政権の残した課題について十分検証を重ねられ、特に地方に目を向け地球温暖化に対応する治山・治水対策をはじめ、知的財産権の海外流出を防ぐ重要な政策を確立し、食料自給率を向上させる政策を十分考慮のうえ、経済対策も重要ですがコロナ禍の早期収束を祈りたいものです。

農地を農地以外にする場合には、農地法による手続きが必要です

農業委員会にご相談ください

- ◆ 農地を農地以外することを「農地転用」といいます。
- ◆ 農地を転用する場合には、農地法の許可が必要です。

市街化調整区域内の農地を住宅や工場など建物の敷地、資材置場、駐車場など農地以外に転用する場合や、一時的な土置き場や仮設の現地事務所等にする場合も、転用の許可が必要です。

◆ 転用の許可には2種類あります

- 1 農地の所有者自らがその農地を転用する場合（農地法第4条）
- 2 農地の所有者から農地を買う又は借りて転用する場合（農地法第5条）



農地利用最適化推進委員レポート

地域農業の現状と課題



農地利用最適化推進委員
山崎 剛
(高森)

「高森の丘」これが私の住む地域のランドマークです。

ご存じの方も多いと思いますが、阿賀野川の右岸を泰平橋から上流に向かい、高速道路をくぐり少し進むとジブリの映画の風景を思い起こさせるような森が現れます。それが「高森の丘」です。

周辺は田んぼが広がり、水稲栽培が中心となっています。田んぼの区画は20aや10aがほと

んどで、私が就農した15年前は耕作する田んぼ1枚平均の大きさは20aでした。作業効率を高めるため機械の大型化を図り、田んぼの畦も除去できるところは除去してなるべく大きくしてきましたが、借り受ける田んぼも年々増加したこともあり、現在は1枚平均23aとさほど変わらないのが現状です。そのため思ったような作業効率の向上は図れていません。

近隣農家も同じような問題を抱えており、今後農家数の減少による田んぼの受け入れが困難になってくるのが予想されます。そこで「農地利用の最適化」により農地を集積する必要があ

りますが、前述したように20a区画や10a区画があり、水利も水路やパイプ用水、さらに地下水を利用する場所もあり、条件の異なる場所が多いことや、自分の田んぼに愛着を持つていて交換に難色を示す農家もいることと思います。まだスタートラインにも立っていませんが、ゴールまでのハードルがいくつもありそうだなと感じています。

さて、冒頭記載した「高森の丘」について少し紹介したいと思います。この丘の中腹には稲荷神社があり、最上部には薬師堂があります。中腹の稲荷神社の横には県指定の天然記念物である樹齢千二百年以上の大ケヤ

キや、神楽舞を奉納する舞殿があります。5月や10月の祭りに際し奉納する神楽舞は、伝承三百年を超えて近隣では最も古く、私もその一員として活動していますが、今年は新型コロナウイルスの影響により中止や簡素化が余儀なくされています。1日も早くこれまでの生活が戻ってほしいものです。



前期農地パトロールを実施

北区農業委員会では、農地パトロール月間に合わせ7月に前期農地パトロールを実施しました。

農業委員・農地利用最適化推進委員及び農協等で北区管内の農地を7地区に分けて巡回し、現地調査を行いました。農地パトロールの目的は、遊休農地の実態把握と発生防止・解消や農地の違反転用の発生防止等を図ることです。

この調査結果に基づいて、農地を適正に管理するよう指導を行いました。

また、11月には後期農地パトロールを実施します。農地は大切な資源です。耕作放棄をせず適正な管理を行い、優良な農地を守っていきましょう。



水稲作柄状況調査を実施

8月に農業委員及び農地利用最適化推進委員で北区管内の水稲作柄状況調査を行いました。

新潟県農業普及指導センターの岩村技術専門員を招き、令和2年産の水稲作柄状況と収穫期対策について講話を聴いた後、実証圃場を視察しました。

木崎地区の「新之助」、長浦地区の「コシヒカリ」の圃場を調査し、現地ではJA新潟市木崎営農センターの大枝指導員、長浦岡方営農センターの石黒指導員より説明を受けました。

現地では、農業委員や推進委員から質問が次々となるなど有意義な調査となりました。



人・農地プラン説明会を開催

8月に内沼沖担い手センターにおいて、内沼集落を対象に人・農地プランの説明会が開催されました。

北区産業振興課の担当から、人・農地プランの実質化等について説明が行われ、参加した担い手からは活発な意見が出されました。

今回は、集落の地図を囲んでの話し合いを予定しています。

説明会を希望する地域につきましては、北区産業振興課(025-387-1365)までお問い合わせください。



農業頑張ってます！



岡田 篤志さん (40歳) 東区河渡

農業を始めたきっかけは

大学卒業後、主としてコンピューター関係の仕事に10年ほど従事した後、大学院に進学しました。大学院では、フェアトレードをテーマに研究をしていました。フェアトレードとは、途上国と先進国の非対称な力関係により長期にわたって引き起こされる構造的貧困を解消しようとする取引のあり方です。途上国のコー

ヒーや紅茶農家がそうした構造的貧困におかれていることが多いのですが、日本の農家にもそうした構造があるのではないかと思い、まずは自分でやってみようと思いました。

加えてライフスタイルとしての農家という方にも興味を持ちました。高度経済成長以降、経済は常に成長するものという考え方が暗黙のうちには社会の文脈に組み込まれてきましたが、そうした考え方を所与のものとするのができない昨今の状況があるのではないかと思いました。そのような状況において、もう一つのあり方としての農家に関心を抱くようになりました。

苦労したことは

北区の農地の確保とそれに伴う手続き、灌漑設備の敷設などは当初想定していなかった問題がありました。農地については、登記上の区画と実際の区画が一致しておらず、登記上の農地所有者に賃貸のお願いをすると同時に実際の区画に合わせた所有者にもお願いをするといったことがたびたびあり、通常よりも手続きに

時間と手間がかかったことがあります。また、耕作放棄地としては認められていないが実際には木が茂っていてすぐには耕作できないような農地もあり、すぐさま耕作できる農地は案外多くないという印象を受けました。

灌漑設備については、すでに何年も使われていなかったこともあり、

いくつかの農地で配管の修繕が必要でした。研修中に配管修理まではしたことがなかったので、近隣農家の方々に聞きながら修繕していました。

今後の目標は

短期的には自身の経営を軌道に乗せることとなります。就農してから3年が経ちますが依然として失敗して収量が上がらない作物があったり、失敗とまではいなくても予想より収量が少なかったりする作物があるので、安定的に収量を上げられるようにしていくことです。

中期的にはこれから新たに農業を始めた人たちに就農して良い見本となることです。私自身が非農家からの新規参入です。様々な分野から多様な人たちが集まることで、いろいろな可能性が生まれてくると思っています。

長期的には私がすでに世界を辞している百年後の未来にどのような形で私が使った世界と私がつた生き方を渡すことができるのか、その方向性を示すことです。



重要

農業用の資産は償却資産申告が必要です

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産（事業で使用している資産）も対象となっています。

償却資産の所有者は、その資産が所在する市町村長へ申告することが、地方税法第383条の規定により義務づけられています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した個人事業主・中小事業者等に対して固定資産税等の特例制度があります。制度を受けるには申告が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ・申告先

新潟市 資産税課 償却資産係

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル 3階

電話：025-226-2277（直通） E-mail：shisanzei.to@city.niigata.lg.jp



全国農業新聞

農家の経営と くらしに役立つ情報紙

* 月4回発行
(毎週金曜日)

* 購読料：1ヶ月 700円

* お申し込み
農業委員、推進委員または
農業委員会事務局へ
☎ 387-1585

老後の備えに 農業者年金に加入しましょう

新しい農業者年金制度は農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて担い手を確保するという目的を合わせ持つ政策年金です。

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する者であれば誰でも加入できます。農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。

● 将来受給する年金を自ら積み立てる方式です。

● 条件により保険料に国庫助成があります。

● 保険料を自由に選択できます。
(保険料は月額最低2万円から)

※ 詳しくは北区農業委員会事務局へ
☎ (387) 1585

◆ 編集後記 ◆

新型コロナウイルスの影響が続いています。終息の目途がたない状況で、私たちの生活も変化しています。

また、猛暑に長雨で農業だけでなく、様々なところで影響を受けてきました。でも、負けてはいられません。乗り越えて頑張りましょう。

米価の下落で頭を悩ます毎日ですが、時代の流れと生活スタイルの変化、食生活の多様化に対応した農業を行うためにも、多様な業種の人々との交流も大切です。少しでもお役に立てる紙面づくりに努力していきます。と思っています。(編集委員 齋藤 圭一郎)

総会開催日

11月30日(月)、12月25日(金)、1月29日(金)、2月26日(金)
*傍聴者の定員は5名

農地の貸付・売買等の締め切り日

● 農地法第3条・4条・5条関係

12月7日(月)、1月8日(金)、2月5日(金)、3月10日(水)
*毎月受付、各月10日頃が締め切り日です。

● 農業経営基盤強化促進法関係 利用権の設定(賃貸借)

令和3年作付分
11月25日(水)、12月25日(金)、1月25日(月)、2月25日(木)
*利用権設定のほか売買・交換の受付は8月から3月まで。
各月25日頃が締め切り日です。